

様式第9 (第16条関係)

(表面)

				第	号
特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成13年法律第111号）第37条第7項の規定による立入検査又は質問をする職員の証					
職名及び氏名					
生年月日	年	月	日		
有効期限	年	月	日		
				写 真	
				年	月 日 交付
				発行者	印

(裏面)

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（抄）	
<b>第37条</b> 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定適合性評価機関に対し、その認定に係る事業に関し報告をさせ、又はその職員に、認定適合性評価機関の営業所、事業所その他の事業場に立ち入り、その認定に係る事業の状況若しくは設備、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。	
2 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定調査機関に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、指定調査機関の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。	
3 前2項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。	
4 主務大臣は、必要があると認めるときは、機構に、第1項又は第2項の規定による立入検査又は質問を行わせることができる。	
7 前4項の規定により立入検査又は質問をする機構の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。	

8 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

**第48条** 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

三 第37条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による捜査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

**第49条** 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定調査機関の役員又は職員は、30万円以下の罰金に処する。

三 第37条第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

備考1 用紙の大きさは、日本産業規格に定めるB列7番とすること。

2 写真は縦4.0センチメートル、横3.0センチメートルのものとする。